

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年 2月20日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 5 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	試料採取系原子炉建屋試料採取サンプルドレン回収ライン戻り弁(空気作動弁)において、弁動作不良(操作スイッチによる操作で動作せず)が認められたため、当該弁の点検・修理。	G III	
2	2号機	水圧制御ユニット(26-03)入口弁において、弁駆動部の継ぎ手部に駆動空気の漏えい(微少)が認められたため、当該駆動部の点検・修理。	G III	
3	2号機	水圧制御ユニット(30-23)出口弁において、弁駆動部の継ぎ手部に駆動空気の漏えい(微少)が認められたため、当該駆動部の点検・修理。	G III	
4	1・2号廃棄物処理設備	廃棄物処理建屋ドラム缶搬出エリアにおいて、搬出エリア扉ハンドルにドラム缶移動用台車を接触させ扉ハンドルを損傷させたため、当該扉ハンドルの交換・修理。	G III	
5	その他	津波アクシデントマネージメントガイドに基づき追加配備された機材(配管接続治具およびストラブカップリング)において、正規の保管場所に保管されていないこと及び定期的な員数確認が未実施であることが認められたため、原因調査・対策検討。	G II	